

3 大綱期間終了後の県の取組に係る基本的考え方（総論）	計画への反映状況	
(1) 大綱期間終了後の水源環境保全・再生の取組	基本計画	実行5か年計画
<p>特別対策事業のうち、水源協定林の整備など、大綱期間終了後も契約期間の残る事業については、契約期間満了まで、確実に事業を実施する必要があります。</p>	P. 25、26、28、33～35	P. 12、13、14、18、19
<p>これまでの取組により水源環境は回復し、危機的状況を脱しましたが、この水源環境を次世代に引き継ぎ、これまでの施策の効果を無に帰すことなく将来にわたり維持していくことが重要です。県は、大綱期間終了までの3年間において県民や市町村などの意見も聞きながら、必要と判断した施策については、大綱期間終了後も継続的に取り組んでいく必要があります。</p>	P. 53～56	—
(2) 環境と社会の変化への対応		
<p>現行の生物多様性国家戦略は、2030年に向けた目標「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」のための基本戦略の2として、「自然を活用した解決策（NbS）」を掲げています。大綱による取組は、こうした概念が成立する以前に、自治体が主体的にNbSに取り組んだ極めて先進的な試みと言えます。</p> <p>大綱期間の20年は、県によるNbSの取組のうち「県民への良質な水の安定的確保」を目的とした第1ステージとして捉えるべきであり、大綱期間終了後は、これまでの施策の成果と環境や社会の変化を踏まえ、第2ステージのNbSの取組として位置づけるべきです。</p> <p>つまり、森林や河川を社会的共通資本※5としてとらえ、多面的機能を確実に発揮させることを目的として、長期的な展望をもって施策を展開することが重要です。また、施策の担い手となる技術者を継続的に育成していく必要があります。こうした取組は、ネイチャーポジティブの実現にも寄与します。</p>	P. 16	P. 4
(3) 施策の実施主体として県が果たすべき役割		
<p>本施策の特徴である順応的管理、県民の意志を基盤とした施策の推進は先進的な取組であるため、今後もしっかりと長期的かつ効果的に取り組んでいくことが必要です。併せて、本施策の先進的な取組が「かながわモデル」として県内外に発信されることを期待します。</p>	P. 16、18、45～47、49	P. 4、35
<p>良好な水源環境を中長期的に維持していくためには、その便益を享受する県民との協働・連携が不可欠です。よって、県民の意志を基盤とした施策の推進手法である「県民会議」の意義を客観的に評価し、県民が主体的に取り組める仕組みとなる制度設計と順応的管理の着実な推進を期待します。</p>	P. 15、33、49	P. 35
<p>水源環境全般の長期展望として、県政運営の総合的・基本的指針である県総合計画「かながわグランドデザイン」や、県の環境保全等に関する長期的な目標及び施策を定める「神奈川県環境基本計画」などにおいて、水源環境保全・再生の重要性を明示する必要があります。また、森林全体について再生の方向と目指す姿を示した「かながわ森林再生50年構想」、県内各地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進する「かながわ生物多様性計画」、流域に関わる関係者が主体的に治水に取り組む「流域治水」、その他関係法制度、世界的な条約に基づく国の方針等とも連携を図る必要があります。</p>	P. 21、22	—
<p>水源環境保全・再生の取組により回復した水源環境を維持し将来にわたり森林の公益的機能を発揮させていくため、県が引き続きリーダーシップを取り、施策を実施していくとともに、市町村や事業体等、様々な主体が協働して事業を展開していけるよう、広域的な視点から調整機能を果たしていく必要があります。</p>	P. 27、29	P. 17

4 県に期待する今後の取組（各論）	計画への反映状況	
(1) 水源環境保全・再生施策の効果을維持するために必要な取組	基本計画	実行5か年計画
ア 森林関係事業		
大綱期間終了後も契約が残る水源協定林などについては、県は契約に基づく森林整備の責務を果たすべきです。	P. 25、26、28、33～35	P. 12、13、14、16、18、19
市町村が整備を行う地域水源林において、時間の経過とともに再び整備が必要となる箇所については、目標とする森林の姿をめざし、継続した森林整備が必要です。	P. 25、34	P. 14、15
中高標高域におけるシカ管理の推進により極端なシカ高密度地は減少しましたが、引き続き、森林整備と連携したシカ管理の継続とともに、捕獲の担い手を育成する必要があります。	P. 25、26、32、33、35	P. 8～11
自然災害の頻発化・激甚化に伴い、土壌流出した森林の崩壊地が大規模化・多様化しています。今後の気象災害リスクの深刻化を踏まえ、これまでのモニタリングで得られた科学的知見・データも活用し、引き続き、森林の土壌保全対策を推進する必要があります。	P. 16、18、28、35、46	P. 16、17、32、33
契約満了に伴い所有者に返還された森林の公益的機能を維持するため、森林所有者の状況も踏まえ、森林を社会的共通資本として捉え、持続可能な森林管理の仕組みの検討が必要です。	P. 26、27、35	P. 16、17
林道から近く森林資源として活用可能な人工林では、資源循環を図りながら公益的機能を維持していくことが重要です。引き続き、継続的な森林整備と森林資源の有効利用を図るための支援を行うとともに、施業管理を受託する意欲と能力のある担い手の確保・育成をしていく必要があります。	P. 28、29、34～36	P. 12、13、18、19
イ 水関係事業		
これまでの取組による河川生態系の健全化、河川・地下水の水質や、地下水の水位の状態など、引き続き、良好な状態を維持していくため、常時監視等のモニタリングを継続して、水質を管理する必要があります。	P. 38、46	P. 22、23、32、33
ダム湖において富栄養化などの課題は依然として残るため、これまでのモニタリングで得られた科学的知見・データも踏まえ、県外上流域との連携が必要です。また、引き続き、県域全体での生活排水処理率の向上に取り組む必要があります。	P. 17、39～41、43、45、46	P. 24～26、30、31
ウ 取組を支える仕組み等		
相模川、酒匂川流域における県域を越えた流域自治体との連携をはじめ、市民や企業なども参画する流域協議会などの多様な主体が協働して流域治水などに取り組む必要があります。	P. 46	P. 28、29
順応的管理の考え方に基づく施策の推進にはモニタリング調査が欠かせません。それにより蓄積された長期的な時系列データや新たな知見は、県民全体の重要な財産です。本施策による効果の持続や、自然生態系の改善状況などを把握するため、今後も順応的管理の考え方の下で施策に取り組んでいくことが重要です。	P. 16、18、45～47	P32、33
丹沢山地をはじめとする県内の水源地域は、都市部から近く、多くの登山者が訪れるなど、県民に身近なレクリエーションや健康増進の場としてのポテンシャルを有しています。より多くの県民が森や河川を身近に感じ、水源環境の保全の大切さを自分ごととして捉える機会の創出の場として、県や市町村、民間等がそれぞれの役割に応じて、県民体験型の森林ツアーや環境教育等に取り組まれることを期待します。	P. 33、45、46	P. 28、29

(2) 環境と社会の変化への対応	基本計画	実行5か年計画
<p>気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、山地災害の未然防止の観点からも、これまでのモニタリング調査で得られた知見を活用し、地域ごとの立地環境の特性を前提に、森林機能の階層性を踏まえた土壤保全を基本とする森林管理を行う必要があります。</p>	<p>P. 26、28、29、32、35</p>	<p>P. 8、9、16、17、32、33</p>
<p>昨今、カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定等の公益的機能の重要性が再認識され、また、花粉発生源対策としての森林管理のあり方が注目されています。森林資源の利用可能な林道から近い人工林は高林齢化しており、伐採、利用、植栽、保育といった森林の資源循環をしっかりと図っていくことで、脱炭素社会の実現や花粉発生源対策にも貢献できることから、公益的機能を維持しつつ、森林管理を総合的に推進する必要があります。</p>	<p>P. 19、26～29、35、36</p>	<p>P. 18、19</p>
<p>森林や河川からの恩恵を将来にわたり享受できるよう、生態系サービスの基盤である生物多様性の保全に取り組む必要があります。そのためには、森林は、地域に応じた森林の姿を目指し、樹種や構造が異なる様々な状態に保つことが重要です。河川は、植物や動物の生息や繁殖に必要な環境を提供できるよう保全していくことが重要です。多様な生態系の保全は、ネイチャーポジティブの実現にも寄与するため、積極的に取り組む必要があります。</p>	<p>P. 16、19、26、28、29、34、41</p>	<p>P. 3、4</p>